

官報

主要目次

- 警察予備隊令の一部改正
電氣事業再編成令の一部改正
日本政府在在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部改正
建設省組織規程の一部改正
富山県選出参議院議員の補欠選挙に關し候補者が寛書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を内閣總理大臣に対して求むべき期限を延長する省令
国立療養所入所規程
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法により廣告し得る事項
工業標準化法施行規則によりリワードワイヤ等の表示許可申請書及び表示の様式等指定
型式承認を受ける必要のない電氣用品指定
仕向箇における特許権等を侵害する件の一部改正
運輸審議会の決定に上松電氣鐵道株式會社發起人申請上田松本間地方鐵道敷設免許について
小石簡易郵便局設置
大和高山本町郵便局移転、改称
泉九無線電報取扱所等設置
官庁事項
電報線夜間重労働作業手当増額についての紛争に關する調停について公表
公共企業体事項
飯山線上桑名川停車場設置
人事院公告
第三回外交官講習會外務書記生採用試験公告

警察予備隊令の一部を改正する
政令をここに公布する。
昭和二十六年十月九日
内閣總理大臣 吉田 茂

電氣事業再編成令の一部を改正する
政令をここに公布する。
昭和二十六年十月九日
内閣總理大臣 吉田 茂

電氣事業再編成令の一部を改正する
政令
内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。
電氣事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。
附則第十二項から第十四項までを四項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の四項を加える。
11 新会社は、公益事業委員會の承認を受けたときは、その出資を受け、又は譲り受けた資産であつて、第六項の規定により抵当権の消滅の後なお存続する財団に属するものを、当該財団から分離することができ。
12 新会社が過度経済力集中排除法第七條第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基き指定会社から出資を受け、又は譲り受けた不動産に關する権利の取得に關する登記の手續については、政令で定める。
13 指定会社は、減額社債に對する措置等に關する法律（昭和二十三年法律第八十号）第三條第一項の規定にかかわらず、同項の規定による公告をすることを要せず、及び第四條第一項の規定にかかわらず、同項の規定による通知をすることを要しない。

外務省令第十七号
日本政府在在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十六年十月九日
日本政府在在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
日本政府在在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十五年外務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

Table with columns for 'Unit' (単位) and 'Amount' (額) for various countries like 暹羅 (Siam), 西ドイツ (West Germany), etc. It lists amounts in different units like リング (Ring), ドル (Dollar), etc.

建設省令第三十一号
建設省組織規程（昭和二十四年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十月九日
建設大臣 野田 卯一

毎日文庫

公益事業令附則第五項の規定によりなおその効力を有する電氣事業法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第二十二号）附則第九項の規定によりなおその効力を有する電氣事業令（昭和十六年勅令第八百三十一号）第三十四條第一項の規定により一定金額の支拂義務は、新会社が承継するものとする。この場合においては、新会社を配電株式会社とみなし、同條第二項の規定を適用する。
附則
この政令は、公布の日から施行する。但し、改正後の附則第十三項の規定は、昭和二十六年三月三十一日から、改正後の附則第十四項の規定は、昭和二十六年五月一日から適用する。
内閣總理大臣 吉田 茂
法務總裁 大藏 武夫
大藏 大臣 池田 勇人

157 昭和26年10月9日 火曜日 官 報

第7426号

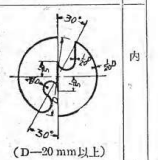
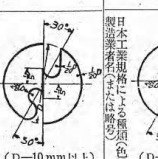
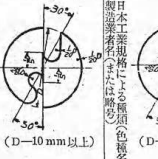
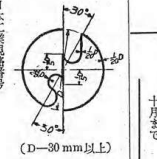
昭和26年10月9日 火曜日 官 報

第7426号 156

◎通商産業省告示第二四四十五号

工業標準化法施行規則昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、逓信省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号、第六十四條、第六十五條の二第ニ項および第六十五條第三項の規定により、次のように、指定品目を公表し、その指定品目の表示許可申請書および表示の様式等を定める。

昭和二十六年十月九日 通商産業大臣 高橋龍太郎

指定品目	場所（凡そ一に）	方法	内容
リードワイヤ一束ごと		帯状をつける。	 <p>(D=20 mm以上)</p>
水彩絵の具		紙紙をはる。	 <p>(D=8 mm以上)</p>
筒巻		紙紙をはる。	 <p>(D=10 mm以上)</p>
		紙紙をはる。	 <p>(D=80 mm以上)</p>

備考 用紙は日本標準規格Bとす

◎大藏省告示第四四四十三号

印刷金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）第三條及第五條の規定により、三項附貯蓄用紙分第九回定期貯蓄金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月九日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 三項附貯蓄金第九回定期貯蓄金

二 條 件

（一）契約期間 六月

（二）払入金額 一口千円

（三）払入利息 付けない。

（四）開増金の時期 昭和二十六年十月十日から同年十一月十日まで。

（五）開増金額 一口千円

（六）開増利息 付けない。

（七）開増金の振り込み先 開増金附貯蓄の取扱に関する法律協定三回のみ定期貯蓄金の目等であるに定める。

昭和二十六年十月九日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 山形県協賛第三回定期貯蓄金

二 條 件

（一）契約期間 甲種 一年

乙種 六月

（二）払入金額 一口千円

（三）払入利息 付けない。

（四）開増金の時期 昭和二十六年十一月十日から同年十二月十日まで。

（五）開増金額 甲種、乙種とも預入金額一口千円に二割の抽せん率を附與し、抽せん後二割を引いて、甲種は各四割、乙種は各三割づつ支給する。

（六）開増利息 付けない。

（七）開増金の振り込み先 開増金附貯蓄の取扱に関する法律協定三回のみ定期貯蓄金の目等であるに定める。

昭和二十六年十月九日

厚生大臣 榎本 龍伍

◎厚生省告示第二四十七号

国立療養所入所規程を次のように定める。昭和二十六年五月一日から適用し、国立療養所入所規程（昭和二十二年七月厚生省告示第四十七号）は、廢止する。

昭和二十六年十月九日 厚生大臣 榎本 龍伍

一 入所申請書

二 入所検査書

三 入所検査結果通知書

四 入所検査結果通知書送付書

五 入所検査結果通知書送付書送付書

六 入所検査結果通知書送付書送付書

七 入所検査結果通知書送付書送付書

八 入所検査結果通知書送付書送付書

九 入所検査結果通知書送付書送付書

十 入所検査結果通知書送付書送付書

十一 入所検査結果通知書送付書送付書

十二 入所検査結果通知書送付書送付書

十三 入所検査結果通知書送付書送付書

十四 入所検査結果通知書送付書送付書

十五 入所検査結果通知書送付書送付書

十六 入所検査結果通知書送付書送付書

十七 入所検査結果通知書送付書送付書

十八 入所検査結果通知書送付書送付書

十九 入所検査結果通知書送付書送付書

二十 入所検査結果通知書送付書送付書

二十一 入所検査結果通知書送付書送付書

二十二 入所検査結果通知書送付書送付書

二十三 入所検査結果通知書送付書送付書

二十四 入所検査結果通知書送付書送付書

二十五 入所検査結果通知書送付書送付書

二十六 入所検査結果通知書送付書送付書

二十七 入所検査結果通知書送付書送付書

二十八 入所検査結果通知書送付書送付書

二十九 入所検査結果通知書送付書送付書

三十 入所検査結果通知書送付書送付書

三十一 入所検査結果通知書送付書送付書

三十二 入所検査結果通知書送付書送付書

三十三 入所検査結果通知書送付書送付書

三十四 入所検査結果通知書送付書送付書

三十五 入所検査結果通知書送付書送付書

三十六 入所検査結果通知書送付書送付書

三十七 入所検査結果通知書送付書送付書

三十八 入所検査結果通知書送付書送付書

三十九 入所検査結果通知書送付書送付書

四十 入所検査結果通知書送付書送付書

四十一 入所検査結果通知書送付書送付書

四十二 入所検査結果通知書送付書送付書

四十三 入所検査結果通知書送付書送付書

四十四 入所検査結果通知書送付書送付書

四十五 入所検査結果通知書送付書送付書

四十六 入所検査結果通知書送付書送付書

四十七 入所検査結果通知書送付書送付書

四十八 入所検査結果通知書送付書送付書

四十九 入所検査結果通知書送付書送付書

五十 入所検査結果通知書送付書送付書

五十一 入所検査結果通知書送付書送付書

五十二 入所検査結果通知書送付書送付書

五十三 入所検査結果通知書送付書送付書

五十四 入所検査結果通知書送付書送付書

五十五 入所検査結果通知書送付書送付書

五十六 入所検査結果通知書送付書送付書

五十七 入所検査結果通知書送付書送付書

五十八 入所検査結果通知書送付書送付書

五十九 入所検査結果通知書送付書送付書

六十 入所検査結果通知書送付書送付書

六十一 入所検査結果通知書送付書送付書

六十二 入所検査結果通知書送付書送付書

六十三 入所検査結果通知書送付書送付書

六十四 入所検査結果通知書送付書送付書

六十五 入所検査結果通知書送付書送付書

六十六 入所検査結果通知書送付書送付書

六十七 入所検査結果通知書送付書送付書

六十八 入所検査結果通知書送付書送付書

六十九 入所検査結果通知書送付書送付書

七十 入所検査結果通知書送付書送付書

七十一 入所検査結果通知書送付書送付書

七十二 入所検査結果通知書送付書送付書

七十三 入所検査結果通知書送付書送付書

七十四 入所検査結果通知書送付書送付書

七十五 入所検査結果通知書送付書送付書

七十六 入所検査結果通知書送付書送付書

七十七 入所検査結果通知書送付書送付書

七十八 入所検査結果通知書送付書送付書

七十九 入所検査結果通知書送付書送付書

八十 入所検査結果通知書送付書送付書

八十一 入所検査結果通知書送付書送付書

八十二 入所検査結果通知書送付書送付書

八十三 入所検査結果通知書送付書送付書

八十四 入所検査結果通知書送付書送付書

八十五 入所検査結果通知書送付書送付書

八十六 入所検査結果通知書送付書送付書

八十七 入所検査結果通知書送付書送付書

八十八 入所検査結果通知書送付書送付書

八十九 入所検査結果通知書送付書送付書

九十 入所検査結果通知書送付書送付書

九十一 入所検査結果通知書送付書送付書

九十二 入所検査結果通知書送付書送付書

九十三 入所検査結果通知書送付書送付書

九十四 入所検査結果通知書送付書送付書

九十五 入所検査結果通知書送付書送付書

九十六 入所検査結果通知書送付書送付書

九十七 入所検査結果通知書送付書送付書

九十八 入所検査結果通知書送付書送付書

九十九 入所検査結果通知書送付書送付書

百 入所検査結果通知書送付書送付書

叙任及び辞令

○内 閣
 昭和二十六年九月十一日 南部 貞一
 正七位に叙する
 昭和二十六年十月十三日 高津 源藏
 正五位に叙する
 昭和二十六年十月十六日 野野 源
 中二位に叙する

○文部省
 昭和二十六年九月十一日 小崎 正武
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 石橋 健雄
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 小崎 正武
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 文部省に任命する

○農 林 省
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 農林省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 農林省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 農林省に任命する

○陸 軍 省
 昭和二十六年九月十一日 佐藤 知雄
 陸軍省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 陸軍省に任命する

○海 軍 省
 昭和二十六年九月十一日 佐藤 知雄
 海軍省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 海軍省に任命する

叙任及び辞令

○内 閣
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 内閣に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 内閣に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 内閣に任命する

○文部省
 昭和二十六年九月十一日 小崎 正武
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 石橋 健雄
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 文部省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 文部省に任命する

○農 林 省
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 農林省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 農林省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 農林省に任命する

○陸 軍 省
 昭和二十六年九月十一日 佐藤 知雄
 陸軍省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 陸軍省に任命する

○海 軍 省
 昭和二十六年九月十一日 佐藤 知雄
 海軍省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 海軍省に任命する

官庁事項

○経 済 安 全 本 部
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 経済安全本部に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 経済安全本部に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 経済安全本部に任命する

○外 務 省
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 外務省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 外務省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 外務省に任命する

○内 務 省
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 内務省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 内務省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 内務省に任命する

○海 陸 軍 省
 昭和二十六年九月十一日 野野 源
 海陸軍省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 佐藤 知雄
 海陸軍省に任命する
 昭和二十六年九月十六日 八田 龍夫
 海陸軍省に任命する

法務府公告
○遺失物交付公告
遺失物 遺失者 遺失場所
1. 現金 1000円 佐藤 一郎
2. 現金 500円 佐藤 一郎
3. 現金 100円 佐藤 一郎
4. 現金 50円 佐藤 一郎
5. 現金 10円 佐藤 一郎
6. 現金 5円 佐藤 一郎
7. 現金 1円 佐藤 一郎
8. 現金 500円 佐藤 一郎
9. 現金 1000円 佐藤 一郎
10. 現金 5000円 佐藤 一郎

○遺失物交付公告
遺失物 遺失者 遺失場所
1. 現金 1000円 佐藤 一郎
2. 現金 500円 佐藤 一郎
3. 現金 100円 佐藤 一郎
4. 現金 50円 佐藤 一郎
5. 現金 10円 佐藤 一郎
6. 現金 5円 佐藤 一郎
7. 現金 1円 佐藤 一郎
8. 現金 500円 佐藤 一郎
9. 現金 1000円 佐藤 一郎
10. 現金 5000円 佐藤 一郎

○遺失物交付公告
遺失物 遺失者 遺失場所
1. 現金 1000円 佐藤 一郎
2. 現金 500円 佐藤 一郎
3. 現金 100円 佐藤 一郎
4. 現金 50円 佐藤 一郎
5. 現金 10円 佐藤 一郎
6. 現金 5円 佐藤 一郎
7. 現金 1円 佐藤 一郎
8. 現金 500円 佐藤 一郎
9. 現金 1000円 佐藤 一郎
10. 現金 5000円 佐藤 一郎

○遺失物交付公告
遺失物 遺失者 遺失場所
1. 現金 1000円 佐藤 一郎
2. 現金 500円 佐藤 一郎
3. 現金 100円 佐藤 一郎
4. 現金 50円 佐藤 一郎
5. 現金 10円 佐藤 一郎
6. 現金 5円 佐藤 一郎
7. 現金 1円 佐藤 一郎
8. 現金 500円 佐藤 一郎
9. 現金 1000円 佐藤 一郎
10. 現金 5000円 佐藤 一郎

○次の方名を一切に抹消する者は、この試験の受験資格はなくなりません。
(1)日本国籍を有しない者
(2)試験に合格した者
(3)試験に合格した者
(4)試験に合格した者
(5)試験に合格した者
(6)試験に合格した者
(7)試験に合格した者
(8)試験に合格した者
(9)試験に合格した者
(10)試験に合格した者

(4)内容
1. 全通
2. 日通
3. 身体検査
(5)試験科目
(6)試験科目
(7)試験科目
(8)試験科目
(9)試験科目
(10)試験科目

○遺失物交付公告
遺失物 遺失者 遺失場所
1. 現金 1000円 佐藤 一郎
2. 現金 500円 佐藤 一郎
3. 現金 100円 佐藤 一郎
4. 現金 50円 佐藤 一郎
5. 現金 10円 佐藤 一郎
6. 現金 5円 佐藤 一郎
7. 現金 1円 佐藤 一郎
8. 現金 500円 佐藤 一郎
9. 現金 1000円 佐藤 一郎
10. 現金 5000円 佐藤 一郎

○遺失物交付公告
遺失物 遺失者 遺失場所
1. 現金 1000円 佐藤 一郎
2. 現金 500円 佐藤 一郎
3. 現金 100円 佐藤 一郎
4. 現金 50円 佐藤 一郎
5. 現金 10円 佐藤 一郎
6. 現金 5円 佐藤 一郎
7. 現金 1円 佐藤 一郎
8. 現金 500円 佐藤 一郎
9. 現金 1000円 佐藤 一郎
10. 現金 5000円 佐藤 一郎

第 7426 号

昭和26年10月9日 火曜日 官 報 第7426号 164

一、破産管財人は神戸市生田区楠町三丁目三〇の三 弁護士 山岡 重良
 一、債権届出期間 昭和二十六年十月二十三日迄
 一、第一次債権者集会の期日及び債権調査の期日は昭和二十六年十一月二日午前十時
 一、破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は破産者に非難を為し又は其の財産を交付してはならない。破産者に對し債務を負担する

公務員講座

四級試験 十二月 誰でも受験出来る！
 この試験に必要な法律・管理・教養の学科が、良心的な通信教育によって完全に修得出来る。
 今入会すれば十二月の試験には必々合格可能！
 三級以下の公務員に告ぐ！
 8月24日の人事院規則第918第8條の改正により、この試験に合格すれば四級職員になることが出来る。
 その他、合格した場合は、その資格に応じて昇格出来る。
 切手(50円)の納付、入学料(2000円)の納付、東京警備区内細田、財団法人日本法制学会

者又は破産者の財産を所持する者は、其の旨破産者の財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有することを昭和二十六年十月二十三日迄に破産管財人に届出ること。
 昭和二十六年十月四日
 神戸地方裁判所

日本弁護士連合会公告
 ○弁護士資格者合格公告
 左記の者日本弁護士連合会昭和二十一年法律第十一号第一條により本会の

明治二十五年第三種郵便物認可

十月九日附物価目録第四十一号二頁

旬刊
時の法令解説
 十月十三日(第37号)目下発売中!!

平和條約と法令の改正
 平和條約に伴う法令との三命題、それは占領中に行われた諸改革の再検討、ボツダム命令の処置および條約の内容から来る国内立法の問題である。
 國際小麦協定への加入
 外貨一千ドルが節約できるという、安い小麦協定の存続する電気割当制度
 電力不足に對する新電氣需給調整規則の制定
 枯渇する内海資源を守る
 漁業死海の問題とる資源の枯渇を防ぐ新規則
 時の経済
 レート切下と補給金・稲葉秀三
 問題の小選挙区制 牧野良三
 フランスの民法改正 高辻正己
 贈賄と收賄 植松正

刑法の話題

申込所 全国各地の官報販賣所 全国各地の主要書店

印刷行 毎月三回印刷
 送料 300円
 定価 25円
 送料 3円

資格審査会の設備に合格したことを公告す。
 昭和二十六年十月五日
 日本弁護士連合会

以内にその旨御申出下さい。若し右期限内に御申出なきときは清算より除斥致します。
 昭和二十六年十月一日
 大阪府東区西町四丁目四番地
 大泉理業工業協同組合
 清算人 筒井 重造

会社その他の公告
 債権届出公告(第三回)
 当組合は昭和二十六年九月十五日臨時總會の決議に因り同日解散致しましたら、当該組合に對し債権を有する方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。もしこの期間に御申出がないときは清算から除斥せられます。

解散公告(第一回)
 当社は昭和二十六年九月二十九日の株主總會の決議により同日解散しましたら、当該社に對して債権を有する方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。もしこの期間に御申出がないときは清算から除斥せられます。

昭和二十六年十月五日
 岐阜県惠那郡長島町中野五八五
 九紅工業株式会社
 代表清算人 三田 一

解散公告(第一回)
 当社は昭和二十六年九月二十日臨時株主總會の決議により解散致しました。当社に對して債権を有せられたる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期限内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十月四日
 東京都中央区新川二丁目二番地
 ナショナル通商株式会社
 清算人 渡辺信右衛門

解散公告(第二回)
 当社は昭和二十六年八月三十一日の株主總會の決議で解散いたしました。本会社に對し債権を有せられる方は、若し右期限内に御申出のないときは本清算から除斥されます。

昭和二十六年九月十九日
 兵庫県豊岡市御徳通四七
 大阪加工燃料株式会社
 清算人 坂井 彦夫
 同 藤原順治郎

衆議院會議録(和文・英文)購読料改訂のお知らせ
 衆議院會議録は用紙価格の上昇に加え、紙張の増加のため、止むを得ずその購読料を左記の通り改訂し、来る第十二回国会分より実施することと致しましたので御了承下さい。

衆議院會議録(官報号外)附録・索引添付
 衆議院會議録()
 定価各一部 十 円
 英文參議院會議録(英文官報号外)附録添付
 英文參議院會議録()
 定価各一部 五十五 円
 昭和二十六年十月五日

解散公告(第三回)
 当社は社員との決議に依り昭和二十六年九月十八日解散致しました。当社に債権を有する方は第一回公告後二箇月以内に其の旨御申出下さい。申出の無い時は清算より除斥致します。
 昭和二十六年十月四日
 横浜市中央区弁天通り三丁目四十八番地
 共栄養老資金会社
 清算人 飯島 直

有限会社組織変更公告
 当会社は昭和二十六年九月十八日の社員總會に於て資本金一百五十万円の一社に組織変更すること、決議を致しました。従って、従前は本公告掲載の日から二箇月以内に申出られたる債権は、昭和二十六年九月十九日より、
 広島県比婆郡庄原大字庄原一千六百八十四番地
 有限会社八谷材木店
 代表取締役 八谷 竹與

解散公告(第二回)
 当社は昭和二十六年九月二十六日、その他の公告欄四七六頁二段掲載運輸株式会社の新株発行決議公告(十行)「新株式二百株」は「新株式百株」の誤り。

發行所 東京府豊島区宮内町一丁目五番地印刷刷行
 電話 東京二九〇〇番
 廣告部 東京八がノト一行 十七番 電話 二五〇四

昭和二十六年十月九日 物価号外第四十二号 附録

昭和二十六年九月官報物価号外目録

第三十五号から
第三十九号まで

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は告示又は公示番号を示す。
2. 件名の下位の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。

毎日文庫

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

告示

<p>●厚生省、物価庁</p> <p>六 特定医薬品検定手数料の一部改正</p> <p>●農林省、物価庁</p> <p>六 昭和二十五年産米穀の政府買入価格指定の件の附記六の期限の指定</p> <p>七 昭和二十六年産米穀の早期供出奨励のための、政府買入価格に加算する額の指定</p> <p>●電気通信省、物価庁</p> <p>四 国際電報料金の指定</p> <p>五 国際電報規則による金アラシに対する荷賃の割合</p> <p>●食糧(食品)物価庁</p> <p>二七六 乾パンの販売価格の統制額の一部改正</p> <p>(化学品)</p> <p>二七八 医薬品等の販売価格の統制額中サントニン及びサントニン錠についての統制額の適用停止</p> <p>二七九 医薬品(細菌製剤)の販売価格の統制額指定の件の一部改正</p> <p>(動力)</p> <p>二七七 統制額の適用停止(特殊規格石油の統制額指定の件)等</p> <p>(地代、家賃)</p> <p>二八〇 地代の停止統制額又は認可統制額に代るべき額、家賃の停止統制額又は認可統制額に代るべき額及び賃借に関する条件の指定</p>	<p>日号外頁</p> <p>35</p> <p>35</p> <p>35</p> <p>39</p> <p>39</p> <p>35</p> <p>39</p> <p>39</p> <p>35</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>38</p> <p>36</p> <p>36</p> <p>36</p> <p>36</p>	<p>●物価庁、日本専売公社</p> <p>八 昭和二十六年産葉たばこの收購価格指定の件</p> <p>九月発行物価号外</p> <p>発行日 番号 頁</p> <p>二九 三一 三五 二</p> <p>二五 三一 三七 二</p> <p>一一 三一 三七 二</p> <p>一一 三一 三七 二</p> <p>一九 三一 三七 二</p> <p>一九 三一 三七 二</p>	<p>●料金</p> <p>一八一 発電水利使用料の指定</p> <p>元 39</p> <p>ハ</p>
--	---	--	---

物価号外目録